

26動検第633号  
平成26年10月3日

大阪府 衛生主管部(局)長 殿

農林水産省動物検疫所長



「サル」の検疫実務要領」の一部改正について

動物検疫につきまして、日頃の御理解と御協力に感謝します。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第55条に基づくサルの輸入検疫は平成11年1月に開始され、動物検疫所で行っている詳細な検疫実務については動物検疫所が制定した指定動物（サル）の輸入検疫要領等の検疫実務要領に従い実施しています。

検疫実務要領については、平成19年、動物由来感染症対策の強化などを受けて、抜本的な見直しを行ったが、その後7年が経過し、この間、国立感染症研究所の病原体検出マニュアルの改訂、検査材料の輸送の厳格化などサルの輸入検疫を取り巻く状況が変化しています。

このことから、検査体制及び検体の輸送体制の充実並びに措置の明確化などを目的に下記要領を一部改正したので、御了知の上、今後とも動物検疫に特段の御協力をお願いします。

なお、本要領は下記の当所ホームページからダウンロードできます。

記

- ・「指定動物（サル）の輸入検疫要領」  
（平成20年10月7日付け20動検第735号の別添1）
- ・「サルのエボラ出血熱及びマールブルグ病の検査指針」  
（平成19年4月16日付け18動検第1347号の別添2）
- ・「エボラ出血熱及びマールブルグ病防疫要領」  
（平成20年10月7日付け20動検第735号の別添2）
- ・「サルの取扱者に対する検疫・安全講習会開催要領」  
（平成19年4月16日付け18動検第1347号の別添5）
- ・当初ホームページ

<http://www.maff.go.jp/aqs/hou/96.html>のサルに関する通知に掲載